

韓国における信用状の現状と課題

姜 鎮旭

韓国慶星大学校国際貿易通商学科 副教授

はじめに

貿易取引を取り巻く環境が変化していくことにつれ、貿易慣習にも様々な変化が起きている。1990年代まで代金決済は信用状、運送書類は紙ベース船荷証券、取引条件においてはCIFやFOBなどの伝統的取引条件がほとんどの取引で用いられた。しかし、2000年代以後、かかる貿易慣習が大きく変わり始めた。IT技術の発達により運送書類など貿易取引に用いられる書類や代金決済における電子化の進展、船荷証券の変わりに流通性のない海上運送状の登場などがあげられる。

代金決済方法にも同じ変化が起きている。韓国の輸出の場合、1990年代まで信用状が80%近く使用された時期があったが、現在は10%を切っており、ほとんど送金による決済が用いられている。送金は、信用状や取立に比べて売主が早い段階で代金を回収できるし、手数料も安く、極めて効率的な決済方法である。この背景には規制緩和、企業内部取引の増加、信用状取引の複雑な手続きおよび高い費用などがあげられる。しかし、送金は信用状のような銀行の支払い確約がないため、買主が代金支払いを拒んだ場合、売主は代金回収ができず、損害を被ることになる。

また、韓国における信用状取引の現状を詳しく見るとまず、信用状でサレンダー船荷証券を要求していること、為替手形の満期の記

載と手形法との乖離があることである。このことは韓国だけの特徴ではなく、信用状の使用低下に影響していないが、信用状を用いる際に注意すべき点であると考えられる。

そこで、本稿では韓国における代金決済方法の使用状況を把握し、送金の使用増加の原因を明らかにする。また、その問題点として代金Unpaidのリスクの現状をも述べていきたい。最後に貿易取引決済によく用いられる為替手形の満期記載の誤用問題についても触れてみたい。

I 韓国における決済方法の変化

1 韓国における代金決済方法の全体像

韓国における代金決済方法の変化をみると2000年代以後送金による決済が大半を占めている。このような傾向は2000年代に入ってからより著しくなった。この変化を次の表1及び表2でみると明らかである。

輸出の際に用いられている代金決済方法は送金が2010年から60%を超え、今は65%台を維持している。その反面、信用状は2016年には10%以下に下落し、金額の面では取立よりも少なくなっている。このような傾向は安全性の高い信用状より様々な面で利便性と効率性の高い送金に転換され、これからもこの現状は続くと考えられる。

3. 韓国における信用状の現状と課題

表1 代金決済方法別輸出実績（単位：百万米ドル、%）

		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
送金	T/T, M/T	218,967 (46.9)	276,074 (49.7)	273,682 (50.0)	233,516 (52.4)	310,819 (54.3)	292,224 (55.5)	283,243 (57.2)
	COD, CAD	61,815 (13.3)	70,591 (12.7)	74,741 (13.6)	68,539 (12.2)	58,680 (10.2)	53,090 (10.1)	49,009 (9.9)
信用状	Sight	55,339 (11.9)	61,501 (11.1)	53,135 (9.7)	48,282 (8.6)	47,613 (8.3)	37,198 (7.1)	31,217 (6.3)
	Usance	17,270 (3.7)	21,872 (3.9)	21,984 (4.0)	21,919 (3.9)	22,116 (3.9)	15,809 (3.0)	15,590 (3.1)
取立	D/A	29,270 (6.3)	38,016 (6.8)	44,388 (8.1)	45,463 (8.1)	47,696 (8.3)	44,850 (8.5)	41,746 (8.4)
	D/P	4,816 (1.0)	7,537 (1.4)	7,039 (1.3)	6,417 (1.1)	6,158 (1.1)	5,606 (1.1)	5,062 (1.0)
その他	委託加工貿易	35,641 (7.6)	36,803 (6.6)	32,956 (6.0)	32,162 (5.7)	36,585 (6.4)	38,135 (7.2)	34,592 (7.0)
	その他有償	35,168 (7.5)	34,593 (6.2)	32,656 (6.0)	36,070 (6.4)	35,293 (6.2)	31,147 (5.9)	27,031 (5.5)
	無償	6,265 (1.3)	6,836 (1.2)	6,618 (1.2)	6,823 (1.2)	6,437 (1.1)	7,063 (1.3)	6,459 (1.3)
	分割払い	1,319 (0.3)	1,003 (0.2)	408 (0.1)	360 (0.1)	240 0.0	236 0.0	121 0.0
	相互計算	514 (0.1)	388 (0.1)	84 0.0	81 0.0	1,025 (0.2)	1,398 (0.3)	1,356 (0.3)
合計		466,384 (100)	555,214 (100)	547,871 (100)	559,632 (100)	572,665 (100)	526,756 (100)	495,426 (100)

出典：関税庁『絵でみる貿易統計』（関税庁通関企画課、2010年～2016年）から整理

表2 代金決済方法別輸入実績（単位：百万米ドル、%）

		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
送金	T/T, M/T	232,771 (54.7)	299,253 (57.1)	301,619 (58.1)	312,218 (60.6)	322,879 (61.4)	265,013 (60.7)	249,801 (61.5)
	COD, CAD	48,824 (11.5)	57,593 (11.0)	59,143 (11.4)	52,426 (10.2)	51,333 (9.8)	38,204 (8.8)	33,425 (8.2)
信用状	Sight	36,920 (8.7)	43,627 (8.3)	40,203 (7.7)	36,597 (7.1)	34,185 (6.5)	28,739 (6.6)	26,623 (6.6)
	Usance	63,196 (14.9)	77,145 (14.7)	71,117 (13.7)	67,921 (13.2)	69,257 (13.2)	53,440 (12.2)	45,524 (11.2)
取立	D/A	9,196 (2.2)	11,314 (2.2)	12,433 (2.4)	9,835 (1.9)	8,593 (1.6)	9,101 (2.1)	9,993 (2.5)
	D/P	5,589 (1.3)	5,111 (1.0)	4,081 (0.8)	3,674 (0.7)	2,840 (0.5)	2,133 (0.5)	1,965 (0.5)
その他	委託加工貿易	9,948 (2.3)	11,449 (2.2)	11,350 (2.2)	13,258 (2.6)	13,904 (2.6)	15,716 (3.6)	16,085 (4.0)
	その他有償	825 (0.2)	486 (0.1)	1,147 (0.2)	910 (0.2)	1,025 (0.2)	1,177 (0.3)	1,249 (0.3)
	無償	17,630 (4.1)	17,835 (3.4)	17,773 (3.4)	18,098 (3.5)	20,866 (4.0)	22,235 (5.1)	20,671 (5.1)
	分割払い	117 0.0	323 (0.1)	318 (0.1)	203 0.0	198 0.0	234 (0.1)	299 (0.1)
	相互計算	196 0.0	276 (0.1)	400 (0.1)	445 (0.1)	434 (0.1)	507 (0.1)	557 (0.1)
合計		425,212 (100)	524,412 (100)	519,584 (100)	515,586 (100)	525,515 (100)	436,499 (100)	406,192 (100)

出典：関税庁『絵でみる貿易統計』（関税庁通関企画課、2010年～2016年）から整理

表3 国別貿易決済方法

		2001		2005		2010		2011		2013 1～3	
		輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
中国	信用状	36.7	45.1	21.0	35.1	15.9	22.8	16.3	23.5	14.0	22.1
	取立	17.0	8.4	8.7	3.6	6.1	1.7	6.6	1.6	5.9	1.5
	送金	28.3	38.9	44.8	49.5	46.7	62.2	50.9	63.2	57.2	63.9
	その他	18.0	7.5	25.5	11.8	31.3	13.3	26.1	11.8	22.9	12.5
米国	信用状	14.6	36.1	6.7	27.5	9.6	27.9	9.2	29.0	3.1	22.9
	取立	34.5	9.2	31.4	6.4	18.0	4.4	23.9	4.8	31.0	5.6
	送金	43.7	39.6	48.8	47.1	58.5	54.7	55.1	55.1	53.8	62.5
	その他	7.2	15.1	13.1	18.9	13.8	13.0	11.7	11.1	12.1	9.0
日本	信用状	30.3	46.8	14.3	31.8	8.7	26.5	8.1	25.6	5.2	24.9
	取立	14.0	11.9	5.1	6.0	5.7	5.2	5.7	4.4	4.6	4.1
	送金	45.6	36.2	73.6	56.7	76.7	63.6	79.1	65.3	85.5	66.0
	その他	10.1	5.2	7.0	5.5	8.9	4.7	7.1	4.7	4.7	5.0

出典：関税庁通関企画課「最近10年間輸出入決済通貨方式動向」（関税庁、2012年2月）4頁および関税庁通関企画課「2013年1分期輸出入決済通貨方式」（関税庁、2013年4月）4頁から整理

輸入においては送金の使用率が輸出より高い。2013年と2014年は送金の使用が全体の70%を超えており、2010年以後は60%後半の使用率を記録している。取立の場合、輸出に比べると輸入における使用率が非常に低いことが特徴である。また、信用状の場合、2010年から2013年まで20%ぐらいの比率であったが、2014年以後20%以下に低下した。いずれにせよ、輸出・輸入ともに信用状の使用は低下し、送金の使用が著しい増加を見せている。

韓国の主要貿易相手国である中国・米国・日本との取引で用いられる決済方法のデータをみると韓国の貿易全体のデータと同じ傾向がみられる。2001年以後信用状の使用率が減っている反面、送金の使用が持続的に増加し、特に輸出の場合、送金がほとんどを占めている。国別の特徴としてはアメリカへの輸出の場合、2013年に取立が31%で韓国全体のデータと他の国と比べても異常に多い。しかし、日本への輸出の場合、2013年に送金

が85.5%で大半を占めている。日本との取引で送金が多い理由はまず、日本の商慣習の特徴と関係があると考えられる。日本の企業と取引を始めることは難しいが、一度取引関係を築くと信用に基づいて長期にわたり取引が行われるため、送金の使用が多いと考えられる。また、両国の距離が近いことも影響していると思われる。韓日間の取引に信用状を用いると距離が近いこと、船荷証券の危機などの不都合が生じる可能性が高い。それゆえ、貿易取引における時間と費用を節約し、効率性を高めるため、送金を使用しているであろう。なお、中国と米国に関してはこれからの研究で調査していきたい。

全体的にみると中国の場合、送金は10年間に輸出22.6%、輸入24.3%に増加し、信用状は輸出20.4%、輸入21.6%に減った。米国の場合、送金は10年間輸出11.4%、輸入15.5%に増加し。信用状は輸出5.4%、輸入7.1%に減少した。日本の場合、送金は10年間輸出33.5%、輸入29.1%に増加し。信

表4 韓国における輸出額と信用状通知額（単位：百万米ドル、%）

年度	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
輸出額	65,016	71,870	76,632	82,236	96,013	125,058	129,715	136,164	132,313	143,685
L/C通知額	47,520	50,005	52,352	55,595	64,314	72,926	69,733	67,615	56,915	58,030
比率	73.1	69.5	68.3	67.6	66.9	58.3	53.7	49.6	43.0	40.3
年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
輸出額	172,268	150,439	162,471	193,817	253,845	284,419	325,465	371,489	422,007	363,534
L/C通知額	61,868	53,269	50,887	60,343	72,426	74,256	89,190	91,250	100,526	76,426
比率	35.9	35.4	31.3	31.1	28.5	26.1	27.4	24.5	23.8	21.0
年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016			
輸出額	466,384	555,214	547,870	559,632	572,665	526,756	495,426			
L/C通知額	93,625	110,974	108,700	77,887	72,724	77,265	67,558			
比率	21.0	19.9	19.8	13.9	12.6	14.6	13.6			

出典：, at <http://ecos.bok.or.kr>

用状は輸出22.2%、輸入21.4%に減少した。

2 韓国における総輸出額と信用状通知額の比較

表4は韓国における総輸出額と信用状通知額を比較したものである。信用状通知額とは海外の信用状発行銀行から韓国の通知銀行など指定銀行に通知されてきた信用状金額の総額を意味する。通知された信用状金額が実際に支払いする時期は、当該取引の契約内容に異なるが、信用状が通知された後何か月後になるため、短期間における韓国輸出の増減を予測する指標として用いられた。

1990年のデータを見ると韓国の総輸出額のうち、約73%が信用状による決済であったが、1990年代中盤から信用状の使用が減り始め、90年代後半には信用状通知金額が50%を下回った。当時から信用状通知額を輸出の増減を予測する指標として用いられなくなった。2000年代には信用状の使用率が急激に減少し、2016年は13%まで下落した。

II 韓国における代金決済方法の変化とその原因

1 規制緩和

1997年の韓国金融危機以後、IMFから救済金融を受ける際の条件が外為市場の自由化および外国為替取引における規制緩和であった。過去において送金は対外貿易法における特定取引形態の輸出入、旧外為管理法（現外国為替取引法）における正常外決済方法であったため、政府の承認もしくは認証が必要であったが、今は廃止された。このような規制緩和により送金の使用が増加し、また清算勘定（Open Account）など新たな決済方法の使用も増え、当事者は契約の内容や取引の環境などを考慮して最も適切な決済方法を選ぶようになった。

2 信用状取引における高い費用

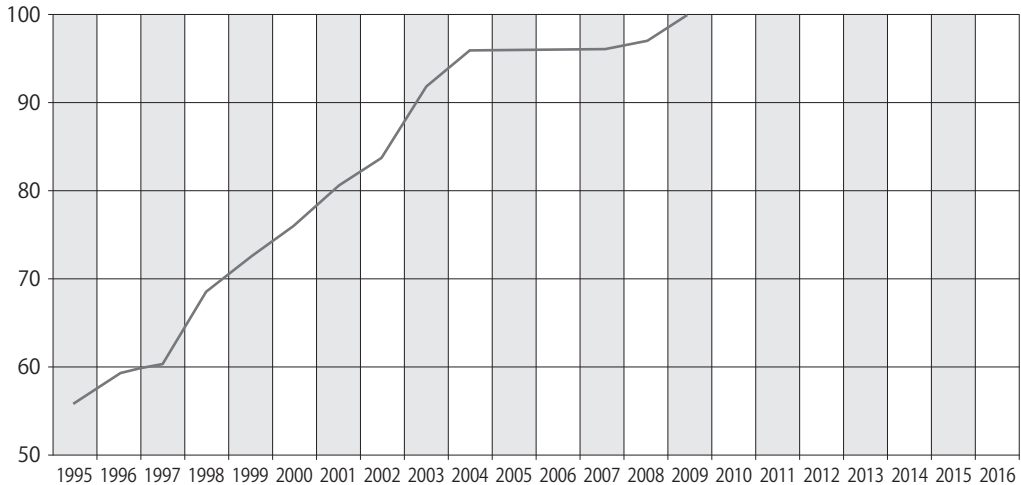
信用状取引は多数の銀行が介入し、様々な手数料が発生する。信用状発行手数料、通知手数料、買取手数料などの種類があり、この

表5 韓国における信用状発行手数料

1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009~2016
55.82	59.25	60.29	68.62	72.49	76.10	80.47	83.80	91.72	95.88	95.88	95.88	95.88	96.99	100.00

出所：, at <http://ecos.bok.or.kr>

図1 韓国における信用状発行手数料の推移



出所：, at <http://ecos.bok.or.kr>

金額は輸出金額の1%に達しているという¹。また、韓国の場合、1997年の金融危機以後、韓国の銀行の業績悪化により、銀行手数料が全体的に引上げられ、信用状関連の手数料も高くなった。次の表5と図1は、2010年を100とした場合、他の年度の信用状発行手数料を表している。金融危機が起きた1997年を境に信用状発行手数料が引上げられたことが明らかである。

これらの手数料以外に当事者に大きな負担になる信用状に関する費用は換価料である。買取銀行が受益者から為替手形を買取りする際に手形金額を直ちに支払うが、買取銀行が

海外の発行銀行または指定銀行から代金を回収するまで時間がかかる。それゆえ、その期間の利子を受益者から徴収することになるが、これが換価料である。換価料は韓国ウォンではなく、外貨で支払われるため、為替レートの変動により負担が大きくなるリスクがある²。また、換価料計算する際に適用される加算金利が海外の銀行より1%ぐらい高い水準であり、換価料も海外に比べて高いという³。

このようにかかる手数料が高い信用状の使用を避け、費用面また効率面で優れている送金を用いる原因であるといえよう。

¹ Chung Yong-Kyun and Jeong Jae-Yeon, "A Case Study of Antecedents of Trade Finance System: The Banker's Perspective", *International Commerce and Information Review* vol.17, No.4(December 2015), p.359

² 換価料=買取金額×換価料率(リボ金利%+加算金利%)×期間/360×為替レート(ウォン/ドル)

³ Bae Sang-Pil-Kim Yong-min-Park Beom-Chul, "A Study on the Relationship between Non-L/C Based Transaction Share and Payment Risk Management of Korean Exporters", *Korea Trade Review* Vol.38, No.5(November 2013), p.143

3 銀行における書類審査の遅延および厳格さ

信用状取引における銀行の書類審査が厳しいことはよく知られている。すなわち、受益者が書類を準備して為替手形および船積書類の買取りを申込み、代金決済を受けるまでだいたい2週間ぐらいかかるという⁴。信用状決済方法は売主の契約内容の履行とは関係なく、受益者が提出した船積書類が信用状の条件と一致するかどうかによって代金決済の可否が決まる。これに関してUCP600の第5条で「銀行は、書類を取り扱うものであり、その書類と関係することのできる物品 (goods)、サービス (services) または履行 (performance) を取り扱うものではないと規定されている⁵。

また、信用状取引における厳密一致の原則により受益者が提示した船積書類は信用状の条件と厳密に一致しなければいけない。しかしながら、厳密一致の原則を悪用し、詐欺やちょっとした不一致を理由に代金支払いを拒否するケースがしばしば起こり、問題になったため、厳密一致の原則と実質的な一致 (substantial compliance) を併用するようになり、また、ISBPが制定されるようになった。

それにもかかわらず、基本的に厳密一致の原則が適用されるため、銀行は提示された船積書類を厳しく審査している。信用状は書類

を取扱うものであり、信用状発行依頼人である買主は実際の物品を確認できず、代金を支払う形になるので、書類を厳しくチェックすることは仕方ない。しかしながら、厳しくチェックすることによって書類が受益者に返還される場合も多く、あまりにも時間がかかり、貿易取引において信用状離れの重要な原因になっている。また、韓国の場合、銀行員に聞いたところ、受益者は一般的に銀行の支店に書類を提出し、支店では簡単なチェックをしてから本店へ送付し、本店で審査が行われるため、より時間がかかるという。最近銀行の財政が厳しくなり、支店の廃止、人員削減などが行われたことがその原因である。これに関する明確なデータは現在はないが、これから聞き取り調査等を行い、裏づけを強化したい。

4 企業内部取引の増加

韓国は対外依存度が極めて高い経済構造であり、世界的な保護主義の拡散などにより、貿易障壁を回避し、新興市場を開拓するため、海外直接投資が増加している。2016年は過去最大の350億ドルを記録し、世界で14位の海外直接投資を記録した。海外に進出した企業の経営状態を見ると企業内取引の現状を見ることができる。

表6 現地法人の売上現況 (単位: 百万ドル、%)

	現地売上		韓国へ輸出		第3国へ輸出	
	関係会社	その他	関係会社	その他	関係会社	その他
売上額	64,030	368,464	93,816	7,113	38,103	70,643
比率	10.0	57.4	14.6	1.1	5.9	11.0

出典：韓国輸出入銀行海外経済研究所『2016会計年度海外直接投資経営分析』（韓国輸出入銀行、2017年12月）53頁

⁴ Ibid.

⁵ UCP 600 Article 5. Documents vs Goods, Services or Performance Banks deal with documents and not with goods, services or performance to which the documents relate.

売上の内訳をみると現地売上が67.4、第3国への輸出は16.9%、韓国への輸出は15.7%で韓国への輸出が最も少ないが、詳

細を見ると本社など韓国にある関係会社への輸出は14.6%で、売上全体で関係会社との取引は30.5%で高い比率を示している。

表7 地域別の売上現況 (単位：%)

	現地売上	韓国へ輸出	第3国へ輸出
アジア	59.0	27.0	14.0
北米	88.5	1.5	10.0
欧州	59.5	2.4	38.1
その他	79.8	5.0	15.2
全体	67.4	15.7	16.9

出典：韓国輸出入銀行海外経済研究所『2016会計年度海外直接投資経営分析』（韓国輸出入銀行、2017年12月）55頁

地域別でみるとすべての地域において現地売上が高い水準であるが、韓国への輸出はアジアからの輸出が非常に高い。アジアの場合、

韓国の製造業を中心にベトナムやインドネシアへ生産工場を移転しているため、完成品を逆輸入しているケースが多いからである。

表8 現地法人の仕入現況 (単位：百万ドル、%)

	現地売上		韓国へ輸出		第3国へ輸出	
	関係会社	その他	関係会社	その他	関係会社	その他
売上額	65,197	144,268	198,677	7,113	51,270	39,918
比率	12.6	27.9	38.4	1.1	9.9	7.7

出典：韓国輸出入銀行海外経済研究所『2016会計年度海外直接投資経営分析』（韓国輸出入銀行、2017年12月）57頁

現地法人の仕入現況を見ると企業内部取引の増加が明らかである。現地法人が韓国の関係会社からの輸入は38.4%で最も多く、仕

入全体を見ても関係会社からの買取が60.9%である。

表9 企業規模別の買取現況 (単位：%)

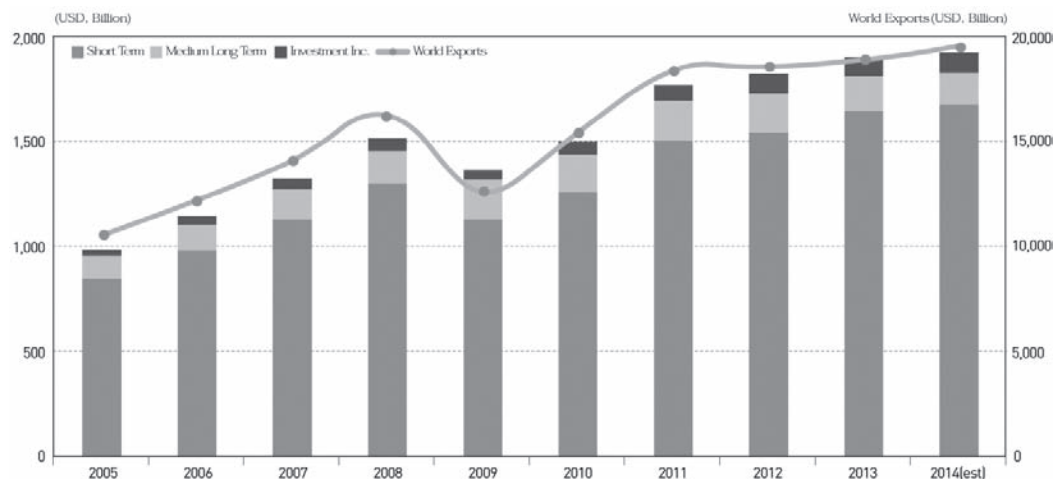
	現地仕入	韓国から輸入	第3国から輸入
大企業	38.8	43.0	18.2
中小企業	65.3	25.6	9.1
その他	73.0	17.9	9.1
全体	40.5	41.9	17.6

出典：韓国輸出入銀行海外経済研究所『2016会計年度海外直接投資経営分析』（韓国輸出入銀行、2017年12月）59頁

企業の規模別でみると大企業の現地法人は韓国所在の本社や関係法人からの割合が43%で最も多く、その反面中小企業は現地仕入が65.3%である。また、仕入全体にお

いて大企業の場合関係会社からの仕入が62.9%で、中小企業は31.8%でとどまり、相当な格差がみられた。

図2 世界の輸出額におけるBerne Union加盟社の輸出保険の利用状況



出典：アンユシン「統計からみた短期輸出信用保険の市場動向」『貿易保険』（韓国貿易保険公社、2015年3月・4月）67頁

Ⅲ 信用状の使用低下による輸出保険の実態

1 世界における輸出保険の利用率

効率性を重視して送金の使用が増加し、その結果として輸出代金Unpaidのリスクも大きくなっている。送金や取立のような信用状なしの貿易取引においてかかるリスクを回避する術は輸出保険の使用するほか方法がなく、これにより輸出保険の利用率が上昇している。

Berne Union⁶が発表したデータをみると2008年に米ドル1,509Billionを記録し、輸出保険は急成長してきた。しかし、米国発金融危機の影響で2009年は前年に比べて15%ぐらい激減したが2010年以後は持続的な成長を続けている。一般的に輸出代金Unpaidのリスクを回避するために利用する輸出保険が短

期輸出保険⁷であるが、この実績のうち短期輸出保険の利用は全体の86%を占めている。

このように短期輸出保険の使用が多いことは、貿易取引の主要決済方法が信用状から送金に変わったことが多大な影響を与えたと考えられる。送金は信用状のような代金決済の確約されていないため、代金回収不能に陥るリスク常に存在するからである。

2 韓国における輸出保険の現況

表10は最近5年間、韓国における短期輸出保険の保険金の支給額である。2012年から2016年まで毎年上がっている。とりわけ、2016年の場合は前年に比べて急上昇した。こういう状況は韓国において送金がほとんどの取引で用いられるようになったことと無関係ではない。少々過去の資料であるが、2009年の決済方法別の損害率をみるとCODが0.6%とCADが0.5%であった半面、信用状

⁶ 輸出信用保険を運営する全世界の保険会社の連盟であり、世界の保険市場の70%以上を占めている欧州のAtradius、Coface、Eulerをはじめ、米国のUS EXIM、カナダのEDC、中国のSINOSURE、日本のNEXI、韓国の貿易保険公社などが加盟している。

⁷ 韓国貿易保険公社の短期輸出保険（船積後）とは、売主が代金決済期間が2年以下の契約を締結し、船積後買主もしくは信用状発行銀行から代金の回収ができなかった際の損失を補填する制度

表10 韓国貿易保険公社における保険金支給額（単位：韓国ウォン、10億）

	2012	2013	2014	2015	2016
短期輸出保険の保険金支給額	104.6	150.8	170.6	192.5	493.8
前年比変動額	—	46.2	19.8	21.9	301.3
前年比変動率	—	44.2%	13.1%	12.8%	156.5%

出典：KSURE『Annual Report』（韓国貿易保険公社、2013年～2016年）から整理

は0%、取立0.2%を記録し、送金のUnpaidリスクが最も高い⁸。

全世界的に輸出保険の使用率が増加し、韓国における短期輸出保険の保険金支払い額も大幅に増加している。このような現状には取引相手企業における信用および財政状況、取引相手国における金融システム、経済状況、政府の外貨残高の状況など様々な要因が影響していると考えられる。韓国貿易保険公社はUnpaidの可能性が高い63か国を指定しているが、その理由は信用格付けが投機レベルの国や金融危機の発生によりIMFから緊急資金を供与された国である⁹。また2009年にはアメリカ発金融危機の影響でアメリカ輸入企業の破綻が相次ぎ、アメリカ輸出関係の保険金支給額が2008年117億ウォンから1,447億ウォンに増え、およそ10倍以上急増した¹⁰。

このように色々な要因によって輸出保険を用いるケースが多くなっているが、貿易取引における代金決済方法が信用状から送金に取って代わられたことも最も重要な要因であろう。2009年の韓国における輸出保険事故の57.4%は買主の破産であった¹¹。したがって、韓国における貿易決済の信用状離れはこ

れからも続くと思われるので、送金や取立などを用いる際には必ず輸出保険を利用し、そのリスクを填補すべきであろう。

IV 信用状決済における為替手形の満期日の記載

1 韓国・日本・英米法における為替手形法

貿易取引において一般的に用いられる為替手形の場合、船荷証券の発行日、すなわち物品の船積日を起算日として満期を特定することがしばしば起きている¹²。このことは、韓国と日本の手形法で認められていない方法である。韓国の手形法第33条第1項において満期の種類は、一覽出給、一覽後定期出給、発行日後定期出給、確定日出給の4つが定められており、また、同条第2項においてその4つ以外は無効であると規定されている¹³。日本の手形法第33条にも同じ旨規定されている。したがって、船荷証券の発行日を満期の起算日として用いることは韓国と日本の手形法で認められず、このような記載がある為替手形は無効である。

⁸ チェヨンミン、「金融危機以後の輸出未収金リスク動向と対応方案」、『IIT Trade Focus』9巻17号、2010年10月、5頁。

⁹ 韓国貿易保険公社、現行深層監視国の国家リスト、2017年9月14日付（at https://www.ksure.or.kr/info/policy_v.do?aldx=21173）

¹⁰ チェヨンミン「前傾論文」（注8）4頁。

¹¹ 同上、4頁。

¹² 一般的にat 60 days after B/L dateのように記載される。

¹³ 出給とは支払いの意味である。

3. 韓国における信用状の現状と課題

ただし、英米法ではこのような満期の記載は認められている。イギリスの為替手形法に定められている手形の満期は一覧払いまたは将来確定されるかまた確定できる満期払いの2つの種類がある¹⁴。一覧払いとは、手形の債権者が手形金額の支給を請求した場合（on demand）、手形を一覧した場合（at sight）または手形が提示された際に手形金額を支給すると記載されているか、満期が記載されていない手形をいう。将来確定されるかまた確定できる満期払い（bill payable at a determinable future time）とは、発行日後定期払い、一覧後定期払または、将来発生時期は確定できないが発生そのものは確定できる事件の発生日を満期とする支払いまたはその事件の発生日後定期払いの手形をいう。船荷証券の発行日を満期の起算日とする手形は将来発生時期は確定できないが発生そのものは確定できる事件の発生日を満期とする支払いまたはその事件の発生日後定期払いの手形に該当するため、イギリスではこのような為替手形が認められる。

アメリカの統一商法典における手形の満期は一覧払いと確定日払いの2種類がある¹⁵。一覧払いとは、手形金額の支給を請求した場合、手形を一覧した場合、その他所持人の意思によって手形金額を支払う文言が記載されている場合または満期の記載がない場合をいう。確定日払い（payable at a definite time）とは、特定日が確定的に記載された場合、手形の一覧後または引受け後一定の期間が過ぎた後に支払うと記載された場合また、手形の発行時に簡単に確定できる時期に支払うと記載された手形をいう。一覧払いと確定日払い

を満期として同時に記載した手形も有効である。

このように英米法では貿易取引で手形の満期として一般的に用いられている船荷証券の発行日が記載された手形も認められるが、韓国と日本では前述したとおり、無効である。韓国と日本の法律は当該手形の発行日を基準としている場合に限って満期を認めている。英米法では将来発生の時期は確定されていないが、必ず発生する特定事件の発生日を基準とする満期を認めている。

2 船荷証券の発行日を満期として用いる理由

貿易取引において船荷証券の発行日が重要な意味を持つ理由は売主の立場から売買契約における目的物を船積みしたことは売主にとって最も大きい義務である目的物の提供という義務を履行したことになる。その反面、買主にとって貿易取引に参加する最も大きな理由である売買契約の目的物を確実に入手できるため、代金を支払わなければならない。それゆえ、船荷証券の発行日、すなわち、物品の船積み日は当事者間の法律関係における重要な分岐点になるため、船荷証券の発行日を為替手形の満期日として一般に用いられている。

売主の主要義務として物品の送付義務があり、売主は約定品を運送するために通常用いられる形態の船舶で、常例の航路により指定仕向港までその物品を運送する契約を締結し、指定期間内または期間の定めがないときは相当期間内に、自己の費用で約定品を船積みし、その旨を遅滞なく買主に通知しなけれ

¹⁴ UK Bill of Exchange Act 1882 § 3 (1)

¹⁵ UCC §3-104, Negotiable Instrument

ばならないとされている¹⁶。

また、貿易取引で最も広く使われているCIF条件における売主の義務の第1は、契約所定の物品を船積みすることである¹⁷。これは、象徴的引渡しを特徴とするCIF条件において船積書類を揃えるための前提として、当然必要な行為である。

もし売主が契約に定められた船積みの期間内に履行しない場合は相当な期間を定め、履行を催告し、その期間内に履行しないときは契約を解除することができる¹⁸。また、英米法においても商事契約における船積みの時期は、一般的に契約の本質的な部分（essence of the contract）であるとされ、その違反については、契約の即時破棄と損害賠償が認められている¹⁹。

3 ISBP 745における為替手形の満期日

船積みは貿易取引において極めて重要な意味をもっており、船荷証券の発行日を為替手形の満期日として用いられているため、ICCはこのことについてISBP 745に詳しく規定している。すなわち、信用状で為替手形の満期について一覧払いまたは一覧後定期払い以外の満期を要求している場合、為替手形そのものに記載されている情報から満期を算定す

ることが可能でなければならないとされている。この内容について5つの例をあげて説明しているが、実際に船積みされた日付を為替手形に記載することを強調している²⁰。つまり、満期を記載するところに実際の船積み日を記載するか、為替手形の表面もしくは裏面に実際の船積み日を記載することを例として挙げている²¹。

このように為替手形の満期についてISBP 745に詳しく規定していることは、貿易取引の決済において為替手形の満期の算定が極めて重要であり、実務では為替手形の満期算定に関する様々な困難と紛争が起きていることが反映されていると考えられる²²。

4 船積み日を満期とする表記の問題

船積み日を満期とする際の文言は“XX days after B/L date”と為替手形に表記することが普通である。このような書き方は最近の運送および船荷証券の発行に関する慣習などを考えると大きな問題があると思われる。

船荷証券の種類のうち、船積船荷証券と受取船荷証券があり、両者は大きな違いがある。まず、船積船荷証券は物品が実際に本船に積込まれた後、運送人が物品が船積みされたことを確認した後に発行される。それゆえ、船

¹⁶ 朝岡良平『貿易売買と商慣習』（東京布井出版、1976年）270頁。

¹⁷ 新堀聰『貿易売買』（同文館、1998年）82頁。

¹⁸ 日本民法541条・韓国民法544条

¹⁹ 新堀『前掲書』（注17）84頁。

²⁰ ISBP745 B 2 段 b

When a credit requires a draft to be drawn at a tenor other than sight or a certain period after sight, it must be possible to establish the maturity date from the data in the draft itself.

²¹ ISBP745 B 2 段 b

i .60 days after bill of lading date 14 May 2013 or,

ii .60 days after 14 May 2013 or,

iii .60 days after bill of lading date and elsewhere on the face of the draft state bill of lading date 14 May 2013 or,

iv .60 days date on a draft dated the same day as the date of the bill of lading or,

v .13 July 2013, i.e., 60 days after the bill of lading date

²² Yoo Jung-Won, “Comparative Study on the Draft Requisite of Bill of Exchange”, *The Justice*, (February 2008), p.128

3. 韓国における信用状の現状と課題

荷証券の発行日は物品の船積日として認められる。このような船積船荷証券は過去においてはほぼすべての貿易取引で用いられ、現在はバラ積み物の取引で一部使われていると考えられる。

受取船荷証券は運送慣習の変化により用いられるようになり、現在貿易運送の主流であるコンテナ運送の際に発行される船荷証券の種類である。すなわち、物品が単に運送人の占有下に引渡されたことを認めたにすぎず、これだけでは現品が本船上にあるのか、陸上の倉庫にあるのか、はっきりしない²³。コンテナ運送の場合、売主が運送人に物品を引渡す場所は、港湾に停泊している本船ではなく、CY (Container Yard)やCFS (Container Freight Station) など陸上のある場所で行われているのが一般的である。受取船荷証券は物品が運送人に引渡され、運送人の占有下に置かれたことを証明するために発行されるので、この船荷証券だけで物品が船積されたことが証明できず、受取船荷証券の発行日が船積日として認められない。したがって、信用状取引において受益者に代金支払いの義務をもつ指定銀行は受取船荷証券を受理しない。

そこで、実務では受取船荷証券に実際船積みした日付等を記入することによって船積船荷証券と同等の効力を与え、使用されるようになった。すなわち、受取船荷証券の券面に船積みした日付と本船名を記載し、発行者が署名すれば、船積船荷証券に転換され、信用状取引において指定銀行が受理できる。このように記載された文言を船積証明追記 (on board notation) という。

受取船荷証券の場合、発行した同日に船積みすることもあるが、船積証明追記が記入された実際の船積日と発行日が異なることが多い。もし、為替手形の満期を“XX days after B/L date”の記載した場合、受取船荷証券の発行日を意味するのか、船積証明追記に記されている日付を意味するのか、はっきりしない。受取船荷証券の発行日と船積証明追記の日付が異なる場合、為替手形の満期も変わってくるので、紛争発生の可能性が高くなる。したがって、為替手形の満期の記載を“XX days after date of shipment”と書くことが望ましい。このように受取船荷証券を用いる際における為替手形の満期日を明確にすることによって紛争発生の可能性を防ぐことができると考えられる。

このような誤用問題は為替手形そのものの問題であり、また信用状のみならず、取立のD/Aにも同様の問題が発生している。しかし、韓国ではかかる誤用問題を重く受止め、今の状況は韓国手形法に反する無効の為替手形が数多く用いられており²⁴、満期の記載に関する手形法の改正を求める主張もある²⁵。

おわりに

韓国における貿易決済は1990年代まで信用状が中心的な役割を果たしてきたが、今は送金に取って代わられた。企業内部取引の増加、取引相手との信頼関係の深化が続く中、高い費用がかかり、厳格な書類審査と複雑な手続きによる時間の遅延などの問題点は信用状の使用を妨げる原因となっている。送金は信用状に比べ効率面また費用面で優れている

²³ 新堀聰『実践貿易取引』(日本経済新聞社、1998年12月7日) 178頁

²⁴ Kim Jong Chil, “A Study on the Characteristics and Implications of Using Documentary Credit Analysis”, *Korea Trade Review* Vol.40 No. 4(August, 2015), p.76

²⁵ You Joong-Won, *supra* note 22, p.133

が、代金支払いの確約がないため、代金 Unpaid のリスクが常に存在する。

したがって、売買契約を締結する際にまず、取引相手に対する徹底的な信用調査が必要不可欠である。過去には取引相手の信用状態を把握することが困難であったが、最近新しい信用調査方法の開発や多様な信用調査機関があるため、十分に活用すべきである。また、契約書を作成の際に準拠法、紛争解決の手続きおよび紛争解決方法などの条項を入れておく必要がある。信用調査結果、もし取引相手の信用に問題がある場合は決済方法を信用状への変更を試みて、変更できないと必ず輸出保険を付保しなければならない。

期限付き手形 (Usance Bill) の満期の記載は慣習として船荷証券の発行日を起算日として用いられているが、英米法では認められているものの、韓国と日本の手形法では無効である。しかし、船積みは貿易取引において極めて重要な意味を持っており、慣習として認められているため、問題にならないよう、ISBP 等の規定に従い、用いるべきである。また、為替手形の満期日として今まで使われた英文の表記は“XX days after B/L date”であるが、コンテナ運送の台頭とともに受取船荷証券の使用が多くなったため、予期せぬ困難が起きる可能性が高い。したがって、為替手形の満期の記載を“XX days after date of shipment”と記載し、為替手形そのものに記載されている情報から満期を算定することができるように船積日に関する明確な日付を為替手形に記載することが望ましい。

<参考文献>

1. 韓国文献

- 1) アンユシン「統計からみた短期輸出信用保険の市場動向」『貿易保険』(韓国貿易

保険公社、2015年3月・4月)

- 2) 関税庁『絵でみる貿易統計』(関税庁通関企画課、2010年～2016年)
 - 3) 関税庁通関企画課「最近10年間輸出入決済通貨方式動向」(関税庁、2012年2月)
 - 4) 関税庁通関企画課「2013年1分期輸出入決済通貨方式」(関税庁、2013年4月)
 - 5) 韓国輸出入銀行海外経済研究所『2016会計年度海外直接投資経営分析』(韓国輸出入銀行、2017年12月)
 - 6) チェヨンミン、「金融危機以後の輸出未収金リスク動向と対応方案」, 「IIT Trade Focus」9巻17号、2010年10月
 - 7) Bae Sang-Pil-Kim Yong-min-Park Beom-Chul, “A Study on the Relationship between Non-L/C Based Transaction Share and Payment Risk Management of Korean Exporters”, *Korea Trade Review* Vol.38, No.5 (November 2013)
 - 8) Chung Yong-Kyun and Jeong Jae-Yeon, “A Case Study of Antecedents of Trade Finance System: The Banker’s Perspective”, *International Commerce and Information Review* vol.17, No.4 (December 2015)
 - 9) Kim Jong Chil, “A Study on the Characteristics and Implications of Using Documentary Credit Analysis”, *Korea Trade Review* Vol.40 No. 4 (August, 2015) ,
 - 10) KSURE『Annual Report』(韓国貿易保険公社、2013年～2016年)
 - 11) Yoo Jung-Won, “Comparative Study on the Draft Requisite of Bill of Exchange”, *The Justice*, (February 2008)
- ##### 2. 日本文献
- 1) 朝岡良平『貿易売買と商慣習』(東京布井

3. 韓国における信用状の現状と課題

出版、1976年)

2) 新堀聰『貿易売買』(同文館、1998年)

3) 新堀聰『実践貿易取引』(日本経済新聞社、
1998年12月7日)

3. ネット資料

1) at https://www.ksure.or.kr/info/policy_v.do?aidx=21173 (韓国貿易保険公社、現行深層監視国の国家リスト、2017年9月14日付)

2) at <http://ecos.bok.or.kr>